

改正後	現 行
<p>数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(7) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が</p>	<p>して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(7) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制</p>

改正後	現 行
<p>確保されている場合</p> <p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であつて、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第 11 の 9 のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、報酬告示第 14 の 3 の 1 の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第 2 の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>(四) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支</p>	<p>が確保されている場合</p> <p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であつて、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第 11 の 9 のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、報酬告示第 14 の 3 の 1 の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第 2 の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>(四) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支</p>

改正後	現 行
<p>援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は 30 人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事す</p>	<p>援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は 30 人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又</p>

改正後	現 行
<p>る世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。</p>	<p>は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。</p> <p>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。</p>

改正後	現行
<p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>(五) 報酬告示第15の1の5のホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p>	<p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>(五) 報酬告示第15の1の5のホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p>

改正後	現 行
<p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(7) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。</p> <p>夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において、少なくとも 2 時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 四のアの(イ)の規定を準用する。</p> <p>(ウ) 四のアの(ウ)の規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>四のイの規定を準用する。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の 1 の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p>	<p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(7) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 1 人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。</p> <p>夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において、少なくとも 2 時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。</p> <p>なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)により配置される別の夜間支援従事者が 2 人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</p> <p>(イ) 四のアの(イ)の規定を準用する。</p> <p>(ウ) 四のアの(ウ)の規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>四のイの規定を準用する。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の 1 の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>(六) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (四)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) 四のイの(ア)の規定を準用する。 (イ) 四のイの(イ)の規定を準用する。 (ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき 1 回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や</p>	<p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第 15 の 1 の 5 の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)を算定できないものであること。</p> <p>(六) 報酬告示第 15 の 1 の 5 のヘの夜間支援等体制加算(Ⅵ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第 15 の 1 の 5 のイの夜間支援等体制加算(Ⅰ)を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (四)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) 四のイの(ア)の規定を準用する。 (イ) 四のイの(イ)の規定を準用する。 (ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも一晩につき 1 回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や</p>

改正後	現行
<p>入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。</p> <p>⑮ 夜勤職員加配加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>(一) 夜間支援従事者の加配</p>	<p>入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)、同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、同ニの夜間支援等体制加算(Ⅳ)及び同ホの夜間支援等体制加算(Ⅴ)を算定できないものであること。</p> <p>⑨ 夜勤職員加配加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>(一) 夜間支援従事者の加配</p>

改正後	現 行
<p>加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所(併設事業所に限る。)の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>(三) 加算の算定方法</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</p> <p>⑬ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 15 の 1 の 6 の重度障害者支援加算(Ⅰ)については、</p>	<p>加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所(併設事業所に限る。)の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>(三) 加算の算定方法</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 第 2 項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を 1 以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 15 の 1 の 6 の重度障害者支援加算(Ⅰ)については、</p>

改正後	現 行
<p>次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、<u>第1項利用者、第2項利用者</u>及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6 : $2人 \div 2.5 = 0.8人$ ・ 区分5 : $2人 \div 4 = 0.5人$ ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数(常勤換算) $0.8人 + 0.5人 = 1.3人$ <p>→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同</p>	<p>次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者</u>及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6 : $2人 \div 2.5 = 0.8人$ ・ 区分5 : $2人 \div 4 = 0.5人$ ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数(常勤換算) $0.8人 + 0.5人 = 1.3人$ <p>→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同</p>

改正後	現 行
<p>生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第三号)修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者につい</p>	<p>生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第三号)修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者につい</p>

改正後	現行
<p>ても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が <u>12名</u> の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記ウの場合 <p><u>12名×20%=2.4名。よって、3名以上</u>について研修を受講させる<u>必要がある</u>。</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の6のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ、<u>行動関連項目合計点数</u>が10点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、<u>第1項利用者、第2項利用者</u>、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)の対象者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実</p>	<p>ても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が <u>13名</u> の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記ウの場合 <p><u>13名×10%=1.3名。よって、2名以上</u>について研修を受講させる<u>計画を定める</u>。</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の6のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ、<u>障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目(第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。以下同じ。)</u>について算出した点数の合計が10点以上の者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)の対象者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実</p>

改正後	現行
<p>実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。 また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。</p> <p>エ (一)のエの規定を準用する。</p> <p><u>⑬ 報酬告示第 15 の 1 の 6 のイの重度障害者支援加算 (I) 及びロの重度障害者支援加算 (II) については、第二の(6)の⑩の(二)から(六)まで (二)のキを除く。)) の規定を準用する。</u></p> <p>⑰ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 1 の 7 の医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可能とする。</p> <p>⑱ 日中支援加算の取扱いについて (一) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のイの日中支援加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者 (65 歳以上又は障害支援区</p>	<p>実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。 また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。</p> <p>エ (一)のエの規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑪ 医療的ケア対応支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 1 の 7 の医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可能とする。</p> <p>⑫ 日中支援加算の取扱いについて (一) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のイの日中支援加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者 (65 歳以上又は障害支援区</p>

改正後	現行
<p>分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間 <u>(報酬告示第15の1の3の2の人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。)</u> には含めてならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のロの日中</p>	<p>分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のロの日中支</p>

改正後	現 行
<p>支援加算(Ⅱ)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第 15 の 1 の 8 のロの日中支援加算(Ⅱ)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、<u>第 1 項利用者及び第 2 項利用者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p>また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。</p> <p>(二) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のロの日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画等」という。)に位置付けて計画的に地域活動支援センター、<u>介護保険サービス、精神科デイ・ケア等</u>を利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき</p>	<p>支援加算(Ⅱ)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第 15 の 1 の 8 のロの日中支援加算(Ⅱ)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の適用を受ける利用者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p>また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。</p> <p>(二) 報酬告示第 15 の 1 の 8 のロの日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、<u>日中サービス支援型共同生活援助計画</u>若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画等」という。)に位置付けて計画的に地域活動支援センター、<u>介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支</u></p>

改正後	現 行
<p>又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間<u>(報酬告示第 15 の 1 の 3 の 2 の人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。)</u>には含めてはならないものであること。</p>	<p><u>援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア</u>を利用して利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合<u>であって、当該支援を行った日数の合計が 1 月につき 2 日を超える場合、3 日目以降</u>について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p><u>ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第 213 条の 4 に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員</u></p>

改正後	現行
<p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、<u>第1項利用者及び第2項利用者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p><u>⑱ 集中的支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の1の9の集中的支援加算については、2の(9)の⑳の規定を準用する。</p> <p><u>⑳ 自立生活支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の2の自立生活支援加算の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>(一) <u>自立生活支援加算(I)</u></p>	<p><u>又は世話人の加配を要しないこととする。</u></p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算(I)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、<u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者</u>については、この加算を算定することができない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>⑬ 自立生活支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の③を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p><u>ア 対象者</u></p> <p><u>介護サービス包括型共同生活援助又は外部サービス利用型共同生活援助の利用者のうち、居宅における単身等での生活を希望し、かつ、単身等での生活が可能であると見込まれるものであることから、以下に掲げる者については当該加算の対象とはならない。</u></p> <p><u>(ア) 当該共同生活住居において、引き続き生活支援を受け続けることを希望する者</u></p> <p><u>(イ) 事業所等の事情により退居を求める者</u></p> <p><u>(ロ) 単身等での生活の希望や意思の表明が十分に確認できていない状況の者</u></p> <p><u>(ハ) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を希望する者</u></p> <p><u>イ 算定期間</u></p> <p><u>利用者の希望する単身等の生活に係る意向を確認した後に、サービス管理責任者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下この⑩において単に「計画」という。）の変更に係る会議を開催し、支援の方針や支援内容等について当該事業所の従業者に確認及び共有したうえで、変更後の計画の原案について利用者に同意を求め、変更後の計画を交付した月から6月間算定できる。</u></p> <p><u>ウ 留意事項</u></p> <p><u>当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されないことがないよ</u></p>	<p><u>ただし、退居して他の指定共同生活援助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>う、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に 応じて適切に提供されなければならないものである。</u></p> <p><u>(7) 住居の確保に係る支援</u></p> <p><u>(イ) 生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴ ミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本 人とともに実施する。）</u></p> <p><u>(ウ) 生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス 事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議 等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）</u></p> <p><u>(二) 自立生活支援加算(Ⅱ)</u></p> <p><u>報酬告示第 15 の 2 のロの自立生活支援加算(Ⅱ)については、 療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2 の(5)の③を参照されたい。ただし、退居して他の指定共同生活援 助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定でき ない。</u></p> <p><u>(三) 自立生活支援加算(Ⅲ)</u></p> <p><u>ア 対象者</u></p> <p><u>移行支援住居における一定期間の支援を受けた後に居宅に おける単身等での生活を本人が希望し、かつ、単身等での生活 が可能であると見込まれる利用者であることから、以下に掲げ る者については当該加算の対象とはならない。</u></p> <p><u>(7) 単身等での生活の希望や移行支援住居の入居についての 意思の表明が十分に確認できていない状況の者</u></p> <p><u>(イ) 他の共同生活援助事業所や社会福祉施設等への入所等を</u></p>	

改正後	現行
<p><u>希望する者</u></p> <p><u>イ 移行支援住居</u></p> <p><u>共同生活住居のうち、利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援を実施することにより、当該住居の退居後に一人暮らし等へ移行することを目的としたものであり、その定員は2人以上7人以下とする。なお、定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を1つの移行支援住居とすることができるものとする。</u></p> <p><u>移行支援住居には、指定障害福祉サービス基準の規定に基づき当該事業所に置くべきサービス管理責任者とは別に、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するサービス管理責任者を1人以上配置しなければならない。なお、当該サービス管理責任者については、当該事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。</u></p> <p><u>移行支援住居を設けた場合には、利用者の選択に資するため、原則として、インターネット等を活用して公表すべきものであること。</u></p> <p><u>ウ 算定期間</u></p> <p><u>移行支援住居入居から3年とする。ただし、引き続き移行支援住居における支援が効果的であると市町村が認める者については、3年を超えて算定が可能である。</u></p> <p><u>なお、指定障害福祉サービス基準第210条の2第3項の規定に基づき、指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際して、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助</u></p>	

改正後	現行
<p><u>を行わなければならないことから、当該移行支援住居を退居後に、引き続き、他の共同生活住居等での支援が必要と認められる利用者に対しては、他の障害福祉サービス事業者を紹介するなど、適切な対応を行うこと。</u></p> <p>エ 留意事項</p> <p><u>当該加算の算定に当たっては、以下の内容を含む支援が提供される必要があり、漫然かつ画一的に提供されないよう、個々の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に</u> <u>応じて適切に提供されなければならないものである。</u></p> <p>(7) <u>住居の確保に係る支援</u></p> <p>(イ) <u>生活環境の変化に伴い必要となる情報の提供及び助言（ゴミ捨てに係ること、家電の使い方、買い物場所の確認等を本人とともに実施する。）</u></p> <p>(ウ) <u>生活環境の変化に伴い必要となる指定障害福祉サービス事業者等や医療機関等との連絡調整（サービス担当者会議等への出席や、事業所等への同行支援等を含む。）</u></p> <p>(エ) <u>協議会等への出席、居住支援法人や居住支援協議会等との連絡調整その他の関係機関との連携</u></p> <p>⑳ 入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 15 の 3 の入院時支援特別加算については、3 の(2)の⑯の規定を準用する。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用</u></p>	<p>⑭ 入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 15 の 3 の入院時支援特別加算については、3 の(2)の⑫の規定を準用する。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 9 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用</u></p>

改正後	現 行
<p><u>型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑳ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の 2 の長期入院時支援特別加算については、3 の(2)の⑰の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉑ 帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 4 の帰宅時支援加算については、3 の(2)の⑱の規定を準用する。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>	<p><u>型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑮ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 3 の 2 の長期入院時支援特別加算については、3 の(2)の⑬の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 9 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑯ 帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 4 の帰宅時支援加算については、3 の(2)の⑭の規定を準用する。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 9 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>

改正後	現 行
<p>⑳ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 5 の長期帰宅時支援加算については、3 の(2)の⑲の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 6 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉑ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の地域生活移行個別支援特別加算については、3 の(2)の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 2 の精神障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の㉒の規定を準用する。</p> <p>㉓ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 3 の強度行動障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の㉓の規定を準用する。</p> <p>㉔ 強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 4 の強度行動障害者体験利用加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>㉑ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 5 の長期帰宅時支援加算については、3 の(2)の⑮の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。 なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第 15 の 1 の 2 の注 9 に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であつて、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>㉒ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の地域生活移行個別支援特別加算については、3 の(2)の⑰の規定を準用する。</p> <p>㉓ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 2 の精神障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の⑱の規定を準用する。</p> <p>㉔ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 3 の強度行動障害者地域移行特別加算については、3 の(2)の⑲の規定を準用する。</p> <p>㉕ 強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて 報酬告示第 15 の 6 の 4 の強度行動障害者体験利用加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p>

改正後	現 行
<p>(一) 対象者の要件</p> <p><u>行動関連項目合計点数</u>が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>3の(2)の<u>23</u>の(二)の規定を準用する。</p> <p><u>29</u> 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)までについては、2の(7)の<u>16</u>の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2の(7)の<u>16</u>の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2の(7)の<u>16</u>の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2の(7)の<u>16</u>の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅶ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p>	<p>(一) 対象者の要件</p> <p><u>障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計</u>が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>3の(2)の<u>19</u>の(二)の規定を準用する。</p> <p><u>22</u> 医療連携体制加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)までについては、2の(7)の<u>16</u>の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2の(7)の<u>16</u>の(一)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅷ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅵ)」と、2の(7)の<u>16</u>の(二)中「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)」と、2の(7)の<u>16</u>の(二)のイ中「医療連携体制加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)」とあるのは、「医療連携体制加算(Ⅳ)」と読み替えるものとする。</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅶ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p>

改正後	現 行
<p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。</p> <p>③⑩ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の8の通勤者生活支援加算については、3の(2)の⑮の規定を準用する。</p> <p>③⑪ <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）について</u> <u>報酬告示第15の8の2のイの障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）については、2の(9)の⑭の規定を準用する。</u></p>	<p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。</p> <p>②③ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の8の通勤者生活支援加算については、3の(2)の⑪の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>⑳ <u>障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）について</u> 報酬告示第 15 の 8 の 2 のロの障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）については、2 の(9)の㉔の規定を準用する。</p> <p>㉓ <u>新興感染症等施設療養加算について</u> 報酬告示第 15 の 8 の 3 の新興感染症等療養加算については、2 の(9)の㉔の規定を準用する。</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第 15 の 9、10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第 15 の 9、10 及び 11 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の㉑の規定を準用する。</p>
<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1 指定地域移行支援</p> <p>(1) 地域移行支援サービス費について</p> <p>① 地域移行支援サービス費の区分について</p> <p>(一) 地域移行支援サービス費(Ⅰ)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、<u>地域相談支援報酬告示</u>の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 30 年厚生労働省告示第 114 号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1 指定地域移行支援</p> <p>(1) 地域移行支援サービス費について</p> <p>① 地域移行支援サービス費の区分について</p> <p>(一) 地域移行支援サービス費(Ⅰ)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)</u>の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成 30</p>